

新潟県の最低賃金は10月1日から

41円引き上げられ 931円 になります

連合新潟

第391号 2023.9.15
日本労働組合総連合会
新潟県連合会
〒950-8558 新潟市中央区新光町6-2
TEL 025(281)7555
FAX 025(281)7556
発行人 牧野茂夫
題字 宮崎風穂
定価 1部5円
購読料は会費に含む

9月の主な活動

2日 第3回地協代表者会議
5日 第3回組織対策委員会
15日 2023年度下半期 会計監査
20日 第7回女性委員会 四役会議
21日 第11回四役会議
26日 第11回執行委員会

連合新潟
ホームページ



公 示

連合新潟 第33回定期大会

連合新潟規約第19条にもとづき、第33回定期大会を下記のとおり開催します。

- 日 時
2023年11月8日(水)
10時30分～16時50分
- 会 場
新潟市・新潟東映ホテル 1階「白鳥の間」
- 付議事項
・2023年度活動報告
・2023年度財政報告
・2023年度会計監査報告
・2024～2025年度 運動方針(案)
・2024年度財政に関する件
・役員選出に関する件
・退任役員の表彰に関する件
・顧問の委嘱に関する件

労使の隔たりが 大きかった審議会

最低賃金は①労働者の生計費②労働者の賃金③通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して都道府県ごとに決められるもので、新潟県地方最低賃金審議会では、労働者側は、最低賃金(以下、「最賃」)はセーフティネットの役割を果たす水準でなければならぬことと、現下の物価高をふまえた生計費、また一向に縮まらない地域間格差の是正を訴えて45円の引き上げを求めました。一方、使用者側は最賃引き上げの必要性はあるとしながらも、原材料高や人件費も含む価格転嫁が進んでいないことによる中小企業・小規模事業者の経営難を理由に、22円引き上げを提示しました。

【最低賃金制度とは】
◆最低賃金法にもとづき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度。
◆仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者の両方が了解したとしても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の支払いとなります。
◆もし最低賃金より低い賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払う必要があり、地域別(県)最低賃金額以上を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)があります。また特定(産業別)最低賃金額以上を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)があります。

を行っていきま す。また引き上 げ額が大きかったことから、企業内最低賃金協定の再協定が必要となる組合も多いと思われま す。労使で確認をお願いしま す。また2024年春季生活闘争では、次年度以降の最賃引き上げを勘案した取り組みが必要となりま す。方針策定時にはしっかりと組織内討議をお願いしま す。方針策定時にはしっかりと組織内討議をお願いしま す。方針策定時にはしっかりと組織内討議をお願いしま す。

【労働条件実態調査・賃金実態調査】の取り組みを確認
8月8日、新潟東映ホテルで、第19回構成組織書記長・事務局長会議を開催しました。
2024年度の組織人員・会費納入人員の登録方法について再確認したほか、「連合組織拡大プラン2030」組織拡大・強化については、今年度最終となる第3回組織対策委員会の開催にあたり、取り組み経過・評価の事前提出について確認しました。
調査関連では、毎年8月9月に各加盟組合へ要請している春季生活闘争後の「労働条件実態調査」および「賃金実態調査」の取り組みを確認しました。

国際労働財団の招へい事業で 中南米チームが来県
8月7～8日、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、ブラジルから労働組合関係者11人が来県しました。本事業は国際労働財団(JILAF(ジラフ))の招へい事業であり、海外の労働組合関係者を日本に招き、実際に働く労働者や職場環境などを観て学び、自国の労働現場に活かしていただくことを目的とした活動です。

2日目は、長岡市にあるポリテクセンターを訪ね、事業概要と実際に行っている訓練を体験していただき、公共の職業訓練や人材育成等の支援について学んでいただきました。
意見交換などとおし、抱えている課題や労働運動に対する思いは同じだと感じました。今回、招へい事業の受入れを行い国際交流の重要性を改めて感じました。



2023年10月1日から新潟県の地域別最低賃金は

931円 時給

1,164円 時給

午後10時～午前5時に勤務する場合 加算25%を加算

上がりま す、最低賃金

上がったる？

あなたの賃金

まずは、あなたの職場の「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましよう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに、以下の計算式で算出した金額と最低賃金額とを比較します。

時給の人 → 時給額 そのままでOK！
日給の人 → 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)
月給の人 → 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

※最低賃金との比較対象になるのは、基本給 + 諸手当
(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。
諸手当に固定残業代が含まれている場合、残業代分はマイナスして計算してください。

部品小売業の産業別最賃があり、その業種に携わる人はそれぞれの最賃額が適用されます。今年度は3業種ともに金額改定の必要性が認められましたので、今後、金額引上げの審議が始まり、年内の改定をめざします。

9月2日、新潟市・メディアシップで、第3回地協代表者会議を開催し、第33回定期大会に向けた会計処理や、運動方針の確立、各種運動への取り組みなどを確認しました。
また、2021年度に連合から提起された地協の活動内容再構築に関連し、地域協議会との意見交換を3年間で2度開催することで、地域協議会の活動について理解を深めることができたほか、ウイルス禍の中であったものの許容される範囲内で懇親会を開催すること

第33回勤労者駅伝大会 参加チーム募集開始!!

と き 2023年11月3日(金・祝)
ところ デンカビッグスワンスタジアム
種 目 18.4km 6人リレー

大会公式ページ

http://www.jtuc-rengo.jp/niigata/ekiden/

*申込締切 2023年10月19日(木)

